

改正

平成23年5月25日中津市告示第203号

平成30年3月26日中津市告示第80号

令和2年3月25日中津市告示第92号

(趣旨)

第1条 中津市スポーツ、福祉、医療及び教育文化等大会開催補助金（以下「補助金」という。）の交付については、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、中津市において、スポーツ、福祉、医療、教育及び文化に関する大会、研修会、合宿等（以下「大会等」という。）を開催する団体に、市が大会等の開催に要する経費（以下「補助事業」という。）の一部を補助し、これにより多くの大会等が本市において開催され、地域経済の活性化が図られることを目的とする。

(交付の対象及び補助金の額)

第3条 この補助金の交付の対象となる大会等とは、本市において開催され、参加者が市内に所在する旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項から第4項までに規定する宿泊施設に宿泊する大会及びその他市長が適当と認める大会とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) この要綱による補助金を除き、本市から補助金その他これに類する助成を受けている団体が開催する大会等
- (2) 営利を目的として開催される大会等
- (3) 中津市に住所を有する者のみで開催される大会等

2 補助金の額は、次の各号に掲げる大会等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施要項（日程、次第等大会等の概要を記した文書をいう。以下同じ。）に基づき開催される大会等 別表第1に定める額
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の交付目的に合致すると市長が認める大会等 別表第2に

定める額

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類（第1号及び第2号に掲げる書類は、前条第2項第1号に規定する大会等に限る。）を添え、大会等の開催日の7日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 大会等の実施要項
- (2) 大会等の収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。

(変更等の承認)

第7条 補助事業者は、次のいずれかに掲げる場合においては、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第3号）により市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合
- (2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合

(遅延等の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業事故報告書（様式第4号）に

より市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(交付の決定の変更等)

第9条 市長は、次のいずれかの場合において、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更し、又はその決定の全部若しくは一部を取り消したときは、補助金交付決定変更（取消）通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(1) 第7条の承認をした場合

(2) 前条の報告を受けた場合

(3) 規則第8条第1項の規定により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(4) 補助事業者が規則第14条第1項各号のいずれかに該当する場合

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月30日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容（第7条に基づく承認を受けたときは、当該承認を受けた内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき額が確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還及び規則

第16条第1項に規定する加算金の納付を命ずるものとする。

- 2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第16条第2項に規定する延滞金を課する。

(関係書類等の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿、書類等を常に整備しておくとともに、当該書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した事業における第11条から第15条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成23年5月25日中津市告示第203号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日中津市告示第92号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

区分	補助金の額
大会等の参加者等の市内宿泊延べ人数（以下「宿泊延べ人数」という。）が500人以上であるとき。	300,000円
宿泊延べ人数が400人以上500人未満であるとき。	270,000円
宿泊延べ人数が300人以上400人未満であるとき。	210,000円
宿泊延べ人数が200人以上300人未満であるとき。	150,000円